

整理番号 2-10-5- /

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	平成30年4月20日～平成 年 月 日	金額	25,000 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	5月分
政務活動・ 県政との 関連	
＜領収証＞	<p style="text-align: center;"><b>【 領 収 証 】</b></p> <p style="text-align: center;">静岡県議会議員 河原崎 聖 様 30年 4月 20日</p> <p style="text-align: center;">金額 ¥50,000</p> <p style="text-align: center;">但 日本連合警備貸店舗 A201 H30.5賃料</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(株)ティーオーケ 代表取締役 大場 泰介 島田市幸町12-20 Tel (0547) 37-1333</p> </div> </div>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため	50,000 円	1 / 2	25,000 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-10-5-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日本自治創造学会 年会費		
年月日	平成30年4月1日～平成31年3月31日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	地域に根差した実践的な研究と会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造すること
会の活動内容等	研究大会の開催、会員相互の意見交換・政策発表、国と地方の役割の見直し等に関する政策提言
政務活動	県政とかかわりのある様々な政策分野を研究大会などで取り上げている。

領 収 書 No. 121

河原崎 聖 殿

平成30年5月10日

¥ 2,000

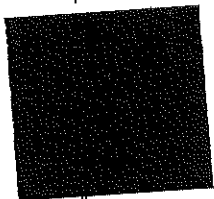
但し 日本自治創造学会 平成30年度 年会費  
上記の金額を領収いたしました

財団法人日本自治創造学会  
 理事長 穂坂邦夫  
 〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-2  
 タック馬喰町 707号  
 TEL 03(5623)0472・FAX 03(5623)0473

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(D)	政務活動費又は口額(a×b)
全額政務活動	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

添付書類  
規約

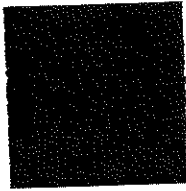


定 款

法人保存原本

公 証

一般財団法人日本自治創造学会



# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人日本自治創造学会と称し、英文名を The Japanese Society for Local Democracy とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、市民的な視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて日本の再生、地方自治の創造をめざそうとするものであり、特に地方議会の議員を中心に、自治体の首長なども加えて地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 学術シンポジウム、研究発表、交流大会の開催
- 2 各種機関と連携し、会員への情報の提供
- 3 機関紙の発行と必要に応じた本の刊行
- 4 自治立法支援センターの付設及び会員の政策立法活動の支援
- 5 その他前各号に関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

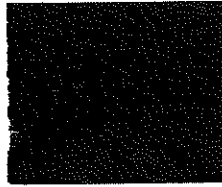
(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 埼玉県志木市中宗岡四丁目6番54号

設立者 穂坂 邦夫

拠出財産及びその価額 現金 300万円



(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第 7 条 当法人に、評議員3名を置く。

(選任及び解任)

第 8 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。  
2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第2節 評議員会

(権限)

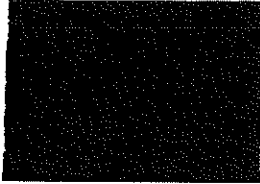
第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内で開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選



出する。

(決議)

- 第14条 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

- 第16条 当法人に、次の役員を置く。
- 理事 5名以上20名以内
- 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうち1名を会長とし、理事長が指名する。
- 4 会長は、会務が円滑に行われるよう統括し、役員及び会員の連絡調整を図るものとする。

(選任等)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

- 第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

## (解任)

第19条 理事又は監事が次の一に該当するときには、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## (報酬等)

第20条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

## 第2節 理事会

## (権限)

第21条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職

## (招集)

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

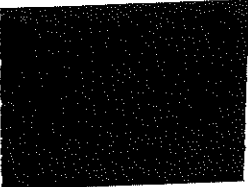
- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

## (議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

## (決議)

第24条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

  
(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは、記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散

## (定款)

第26条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

## (解散)

第27条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

## (剰余金)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 補則

## (委任)

第29条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

## 第7章 附則

## (設立時評議員)

第30条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 荒原 唯守 、 木暮 喜久子 、 穂坂 泰

## (設立時役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 穂坂 邦夫 、 佐々木 信夫 、 永久 寿夫  
金井 利之 、 牛山 久仁彦 、 土居 丈朗  
古賀 尚文 、 宮台 真司



設立時代表理事 穂坂 邦夫  
設立時監事 服部 範雄、丸山 晃

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本自治創造学会を設立するため、この定款を作成し、設立者穂坂 邦夫がこれに記名押印をする。

平成23年 2月 4日

埼玉県志木市中宗岡四丁目6番54号

設立者

穂坂 邦夫



整理番号	2-10-5-3
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	研修会参加		
年月日	平成30年 5月 10日～平成 年 月 日	金額	11,000円

目的	地方自治全般について調査する。
使途	日本自治創造学会研究大会 参加費
政務活動・	働き方改革など、県政全般に関する講演内容

領 収 書 No. 121

河原崎 聖 殿 平成30年 5月 10日

¥ 11,000

但し 日本自治創造学会研究大会 参加費(資料代含む) (30.5.10～.5.11)  
上記の金額を領収いたしました

財団法人日本自治創造学会  
理事長 穂坂邦夫  
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-12-2  
タック馬喰町 707号  
TEL 03(5623)0472・FAX 03(5623)0473

収支科目	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動費	11,000円	100%	11,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

- ・ 会員 13,000 円  
(年会費2,000 円・2日間大会参加費・資料代含む)  
※会員の大学院生は2,000円  
(年会費、2日間大会参加費、資料代含む)
- 非会員 15,000 円  
(2日間大会参加費・資料代含む)  
※非会員の大学院生は3,000円  
(2日間大会参加費・資料代含む)
- 改革発表会兼交流会(自由参加) 1,500円

## 第10回 日本自治創造学会 研究大会 プログラム

### ■第1日目:5月10日(木)

12:00開場・受付

13:00～13:10大会挨拶

穂坂 邦夫((財)日本自治創造学会理事長)

13:10～14:00講演「人生100年時代の人作り革命」

高橋 進 (株)日本総合研究所理事長)

14:00～14:15 質疑 15分

14:15～16:45《パネルディスカッション》

「若者たちの挑戦ー人口減少社会の地域デザイン」

パネリスト

伊藤 文弥 (NPO法人つくばアグリチャレンジ副代表理事)

横山 太郎 (Co-Minkan普及実行委員会・医師)

李炯 植 (NPO法人Learning for All代表理事)

井上 貴至 (総務省〈現在愛媛県市町振興課長〉)

パネリスト兼コーディネーター

山崎 亮 (株)studio-L代表取締役)

16:45～17:00休憩 15分

17:00～17:40講演「人生100年時代の政府の取組み」

菅 義偉 (内閣官房長官・衆議院議員)

17:50～20:00改革発表会兼交流会(自由参加)

～改革大発信・ベスト1の選出・親睦・交流～

### ■第2日目:5月11日(金)

9:30～10:20講演「これからの日本をどうする」

佐々木 信夫 (中央大学名誉教授・

(社)日本国づくり研究所理事長)

10:20～11:00講演「ごちゃまぜ共生社会で創る日本の未来」

雄谷 良成 (社会福祉法人佛子園理事長)

11:00～11:10休憩 10分

11:10～11:50講演「空き家対策と活用策」

伊藤 明子(国土交通省住宅局長)

11:50～12:00質疑 10分

12:00～13:00昼食

[ 12:40～(財)日本自治創造学会総会 ]

13:00～13:50講演「人口減と対峙する地方議会」

北川 正恭 (早稲田大学マニフェスト

研究所顧問・元三重県知事)

13:50～14:00質疑 10分

14:00～14:50講演「日本の目指す道」

新藤 義孝 (元総務大臣・衆議院議員)

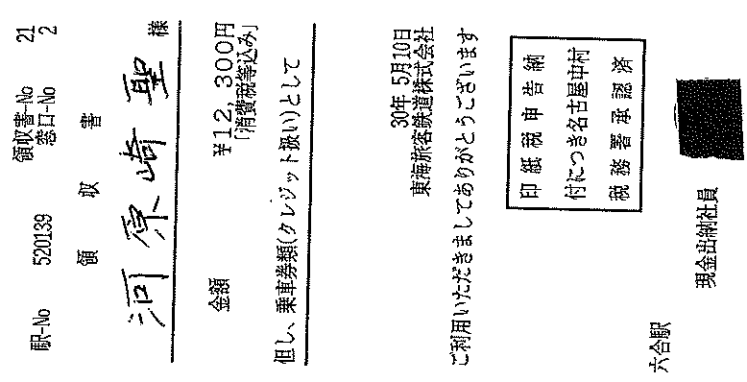
整理番号 2-10-5-4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書



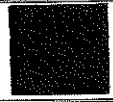
(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	研修会参加		
年月日	平成30年 5月 10日～平成 年 月 日	金額	12,300円

目的	地方自治全般について調査する。
使途	日本自治創造学会研究大会 交通費
政務活動・ 県政との 関連性	働き方改革など、県政全般に関する講演内容
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;">  <p>領収書No 520139 21/2              窓口No              領収書              河原崎 聖 様              金額 ¥12,300円              「消費税等込み」              但し、乗車券類(クレジット扱い)として              30年 5月 10日              東海旅客鉄道株式会社              ご利用いただきましてありがとうございます</p> <p>印紙税申告納              付につき古屋中村              務 認 済              現金出納社員</p> </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動費	12,300円	100%	12,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30 年 6 月 11 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖</p>						
目 的	地方自治に関する諸問題について知見を得る。					
年 月 日	平成 30 年 5 月 10 日(木)					
場 所	明治大学アカデミーコモン(東京都千代田区)					
内 容	<p>1 行程 六合一静岡一東京一御茶ノ水(往復電車利用)</p> <p>2 応対者 3 聴取内容 (別紙 2-10-5-3 に添付)</p> <p>別紙の通り(研修は2日間行われたが、議会運営委員会のため初日だけ参加)</p> <p>4 県政への反映</p> <p>日本自治創造学会は、「地方の自立」を大きな目標に掲げ、毎年研究大会を開催しており、今年のテーマは「人生 100 年時代の地域デザイン～人口減少社会に向き合う地域社会～」であった。</p> <p>冒頭の講演は、安倍政権のブレーンの一人である(株)日本総合研究所の高橋進氏から「人生 100 年時代の人づくり革命」と題して行われた。アベノミクスにおいては、三本の矢を通じたデフレ脱却が図られてきたが、デフレ脱却が実現したとしても将来的な不安はなお残る。その解決のカギは人口対策であり、具体的には「労働参加率引き上げ」と「生産性引き上げ」の方向性を探ることになる。その文脈の中で社会保障改革や人づくり革命・生産性革命が提唱されている。</p> <p>人づくり革命については、安倍政権下で完全失業率の低下や女性の労働参加率の上昇がみられたことが紹介された。また、リカレント教育の重要性について指摘されているが、この分野については実学の推奨をしようとしている今の県政と方向を一にしているものと感じる。</p>					

整理番号 2-10-5-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	平成30年5月12日～平成 年 月 日	金額	1,080円

目的	全国的な地方自治に関する情報の把握
使途	月刊ガバナンス5月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様      2018年5月12日

★¥1,080-

但 月刊ガバナンス5月号  
上記正に領収いたしました

内 訳  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税額等(%) \_\_\_\_\_

〒427-0044 静岡県島田市宮川町2471-4  
 株式会社 いろは堂宮川庄  
 TEL 0547-35-257  
 FAX 0547-37-747

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,080円	100%	1,080円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-10-5-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍代		
年月日	平成30年 5月 12日～平成 年 月 日	金額	2,506円

目的	政治経済に関する理解
使途	「一番わかりやすい日本経済入門」「経済は世界史から学べ」購入
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での政策立案の基礎知識。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様      30年 5月 12日

★ 2,506-

但 一番わかりやすい日本経済入門  
経済は世界史から学べ 代  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)


ココヨ ウケ-1048

(427-0044  
静岡県島田市宮川町2471-4  
株式会社 いろは堂宮川店  
TEL 0547-35-2576  
FAX 0547-37-7477

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,506円	100%	2,506円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-10-5-7
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	平成30年5月14日～平成 年 月 日	金額	720円

目的	時事問題に関する情報の把握
使途	月刊サピオ5・6月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

2018年05月14日

領 収 書

河原崎

月刊サピオ5・6月号

本・文具・事務用品

宮村書

一連No000010  
領収No003365

税抜金額  
¥667-

消費税等  
¥53-

〒阪本1384-17  
8-0075

測に折って保管願います

5/14 ¥720

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	720円	100%	720円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	2-10-5-8
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	平成30年5月14日～平成 年 月 日	金額	1,170円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊ダイヤモンド、週刊ニューズウィーク
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

2018年05月14日

# 領収書

様

---

## ¥1,170-

(但しニューズウィークとして  
ダイヤモンド正に領収致しました)

本・文具・事務用品

### 宮村書店

静岡県島田市阪本1384-17  
電話: 0547-38-0075  
印刷面を内側に折って保管願います

一連No000012  
領収No003366

税抜金額  
¥1,083-  
消費税等  
¥87-

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,170円	100%	1,170円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-10-5-9
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	備品購入		
年月日	平成30年 5月 15日～平成 年 月 日	金額	48,600円

目的	政策の調査や事務作業に用いる。
使途	デスクトップ・パソコンの購入
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>>  <div style="text-align: center;"> </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分する	97,200円	50%	48,600円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-10-5-10

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	平成30年5月16日~平成 年 月 日	金額	1,049円

目的	全国的な福祉政策に関する情報の把握
使途	月刊福祉6月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。
<領収書>  <div style="text-align: center;"> <h3>領収証</h3> <p>No. ....</p> <p>河原崎 聖 様      30年5月16日</p> <p>¥ 1,049 円</p> <p>但 月刊福祉6月号</p> <p>上記正に領収致しました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p><b>(株) 島田書店</b>                      代表取締役 佐塚 照夫                      島田市旗指499-5                      外商 (0547)35-6074                      FAX (0547)37-2966                      花みずき店(0547)35-3020                      FAX (0547)35-5020</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 40px; text-align: center; vertical-align: middle;">係</div> </div> </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,049円	100%	1,049円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-10-5-11

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	平成30年5月16日～平成 年 月 日	金額	2,070 円

目的	経済情勢に関する情報の把握
使途	日経ビジネス No.1939、1940、1941 3冊分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。
《領収書貼付枠》	

領収証

河原崎 聖

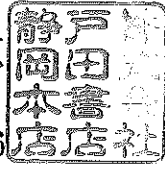
様 No. \_\_\_\_\_

¥ 2,070 -

但 日経ビジネス NO. 1939、1940、1941号 計3冊  
入金日 2018年 5月 16日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 ( % )	_____

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1  
株式会社 戸田書店 静岡本店 地下  
TEL 054-205-6111 FAX 054-205-6116



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,070 円	100%	2,070 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-10-5- /2
------	------------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

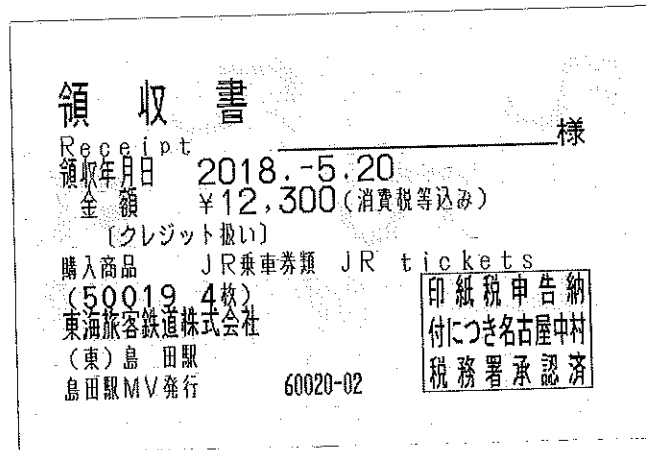
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	研修会参加		
年月日	平成30年 5月 20日～平成 年 月 日	金額	12,300円



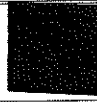
目的	災害ボランティアの現状と問題点について調査する。
使途	全国災害ボランティア議員連盟研修会 交通費
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県の重要施策である災害対策において、災害ボランティアの果たす役割は非常に大きいものとする。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動費	12,300円	100%	12,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30 年 6 月 11 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖</p>						
目 的	災害ボランティアに関する諸問題について知見を得る。					
年 月 日	平成 30 年 5 月 21 日(月)					
場 所	衆議院第 2 議員会館(東京都千代田区)					
内 容	<p>1 行程 島田—静岡—東京—国会議事堂前(往復電車利用)</p> <p>2 応対者 3 聴取内容 別紙の通り</p> <p>4 県政への反映 全国災害ボランティア議員連盟は、被災地での活動を熱心に行っている議員が多数参加している。ボランティアに対する関心が急激に高まった阪神淡路大震災から 20 年以上が過ぎ、この間、東日本大震災を始め、多くの災害を経験したことで、災害ボランティアの在り方にも変化が生じている。その一つが「重機ボランティア」の登場である。災害現場では大量のがれきや土砂などを取り除く必要が出てくるが、これを人力ばかりに頼ってでは、時間がかかるし、できる作業の内容にも限界がある。こうした問題を軽減し、作業者の安全を確保するという意味で、重機の使用は非常に効果的という現場のニーズが重機ボランティアを生んだといえる。ただ、これについては、課題も多い。行政・消防・自衛隊・業者との棲み分け、安全性の確保、保険の適用などがあげられる。こうした点を考慮し、重機ボランティアなど専門性のあるボランティアを受け入れる場合の対応について、静岡県でも検討しておく必要があるのではないと思われる。</p>					

平成30年4月吉日

会員各位

全国災害ボランティア議員連盟

## 平成30年度 定期総会・研修会のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より全国ボランティア議員連盟の取組に御理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度総会及び研修会を下記のとおり開催します。

お忙しい中とは存じますが、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 日時 平成30年5月21日(月) 午前10時30分～19時00分
- 2 場所 衆議院第2議員会館 地下1階 第2会議室
- 3 参加費 5,000円 (情報交換会参加者のみ)
- 4 内容 10:00～ 受付  
10:30～12:00  
【研修①】 「緊急報告！福井豪雪—内外の雪害支援の可能性—」  
NPO法人ふくい災害ボランティアネット  
理事長 東角 操 氏  
「最新、災害ボランティア事情—日本財団からの報告—」  
日本財団災害支援チーム  
アドバイザー 黒澤 司 氏  
13:00～14:30  
【研修②】 公開討論会  
「議員として、災害支援や地域防災にどう向き合うか(重機編)」  
—報告を受けて、重機ボランティアの可能性を探る—  
黒澤 司 (日本財団災害支援チーム)  
東角 操 (NPO法人ふくい災害ボランティアネット)  
山口和治 (天理教災害救援ひのきしん隊)  
川上哲也 (NPO法人Vネット)  
池井 豊 (NPO法人まちづくり学校) 他  
15:00～16:30  
【総会】 会長選出他  
17:00～【情報交換会】 会場：全国町村会館B1「ペルラン」

※お申し込みは メールまたはFAX(別紙)にてお願いいたします。

整理番号 2-10-5-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	全国災害ボランティア議員連盟 年会費		
年月日	平成30年4月1日～平成31年3月31日	金額	5,000円

会の趣旨・目的	災害ボランティアに関心がある国会議員・地方議員が、災害現場での経験を共有し、それに基づいた政策を提言するとともに、必要な研修を通じて研鑽を積む。
会の活動内容等	会員相互の意見交換、研修会の開催、災害対策についての政策提言
政務活動・県政との関連性	県の最重要課題である災害対策の中で、災害ボランティアの存在は極めて重要であると考え。

領収書 NO \_\_\_\_\_

河原崎 聖 様

5,000円 但、平成30年度会費

上記正に領収いたしました

H30年 5月21日

全国災害ボランティア議員連盟

会計

事務所

添付書類  
現約

金額政務活動	5,000円	100%	5,000円
--------	--------	------	--------

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



2-10-5-14



- ホーム
- 代表挨拶
- 設立趣意
- 災害ボランティア割引制度
- 役員一覧
- 会員一覧
- 規約
- 事業報告
- 国への提言
- 事業のお知らせ
- 会員ページより
- 会員の議会活動より
- ブログサイト
- リンク
- 連盟への申込
- お問合せ

全国災害ボランティア議員連盟  
[Facebook に接続する](#)

### 規約

#### (趣旨)

第1条 近年全国各地で風水害や地震災害等の災害が多発し、地域での防災・減災への取り組みの重要性と、災害ボランティアによる効果的な復旧支援活動の必要性とが高まっている。本連盟は、議員・議会の行政に対する適時・的確な働きかけが、国家や地域の防災・減災に資するところ大なることを鑑み、国会・地方議会議員の立場から、地域防災力の向上に寄与しようとするものである。

#### (名称・事務所)

第2条 前条の趣旨に賛同する議員の集まりを「全国災害ボランティア議員連盟」（以下「災ボラ議連」という）と称し、事務所を事務局長宅に置くものとする。

#### (目的)

第3条 災ボラ議連は、法的な整備も含めた支援措置を考えるための議員のネットワークを構築し、以下の調査・研究・情報交換などを行うことによって、市民・国民の視点から防災・減災に必要な社会の仕組み作りを考え、適切な政策提言に結び付け、安心・安全な地域づくりに寄与することを目的とする。

- (1) 災害ボランティアの活動環境整備
- (2) 地域防災力向上（防災・減災）
- (3) 災害時の議会・議員の在り方、行政への対応の仕方
- (4) 被災地の復興支援に関する事項
- (5) その他、防災・減災に関する事項

#### (会員)

第4条 目的に賛同する国会議員および全国の地方議会議員をもって会員とする。また、自治体首長もしくは有識者で会の目的に賛同するものを特別会員、その他の非議員で会の目的に賛同するものを賛助会員とする。ただし、特別会員・賛助会員は、議決権を有しない。

#### (役員)

- 第5条 1. 災ボラ議連運営のため、次の役員・顧問を置く。
- |           |     |   |   |
|-----------|-----|---|---|
| (1) 会長    | 1名  | … | 本連盟を代表し会務を統括する  |
| (2) 副会長   | 若干名 | … | 会長を補佐し、必要に応じその職務を代理する                                 |
| (3) 理事    | 若干名 | … | 理事会に参画し、会務を審議する                                       |
| (4) 事務局長  | 1名  | … | 事務を統括する   |
| (5) 事務局次長 | 若干名 | … | 事務局長を補佐する   |
| (6) 会計    | 1名  | … | 会計を統括する   |
| (7) 監事    | 2名  | … | 会務の執行及び会計を監査し総会において報告するほか、役員会に出席してその職務に関し意見を述べることができる |
2. 会長・副会長・顧問は、役員会で推薦し、総会で選任する。

2-10-5-14

3. 理事・事務局長・監事は、総会で選任する。
4. 事務局次長・会計は、事務局長が指名する。
5. 任期は1年、再任を妨げない。
6. 本会に顧問を置くことができる。

**(会議)**

第6条 災ボラ議連の会議は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、総会及び役員会とする
- (2) 総会は、会長が招集し会議を主宰する
- (3) 役員会は、会長が招集し会議を主宰する  
尚、役員会は、理事、事務局長、監事を構成メンバーとする。

**(事業)**

第7条 災ボラ議連の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 災害ボランティアの環境整備に関する調査・研究や政策提言の事業
- (2) 地域防災力向上（防災・減災）に関する調査・研究事業
- (3) 災害時の議会・議員の在り方に関する調査・研究事業
- (4) 関係者、関係機関のネットワーク構築と情報交換に関する事業
- (5) 災害発生時の被災地支援に関する事業
- (6) その他、第3条の目的を達成するため必要な事業

**(財政)**

第8条 1. 本会の財政は、会費及び寄付金等によって運営する。会費は以下のとおり

- (1) 国会議員 年額 5千円
- (2) 都道府県議会議員及び政令指定都市議会議員 年額 5千円
- (3) 市町村会議員 年額 3千円
- (4) 賛助会員 一口年額 3千円
- (5) 特別会員 一口年額 5千円

2. 会費は年額とし、所定の方法により納入しなければならない
3. なお、会計等については総会に報告し承認を受けるものとする。

**(会計年度)**

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日より、3月31日とする。ただし初年度は、4月3日より12月31日。平成23年度は平成1月1日より平成24年3月31日。

**(その他)**

第10条 第1条から第9条までに定めのない事項については、役員会で決定する。

**付 則**

本規約は平成21年10月17日より実施する。

平成22年1月23日一部改正。

平成23年5月31日一部改正。

平成25年5月27日一部改正。

平成28年5月21日一部改正。

この規約は平成25年4月1日から改定実施する。

整理番号 2-10-5-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	構想日本 年会費		
年月日	平成30年4月1日～平成31年3月31日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	まちづくり・医療・教育など、様々な分野の現場をつなぎ、政策提言と同時に具体的な活動を行う「動くシンクタンク」を目指している。
会の活動内容等	様々な分野の政策提言、事業仕分けや住民協議会といった地方自治の現場での活動
政務活動・県政との関連性	県政とかかわりのある様々な政策分野を取り上げており、この会が始めた事業仕分けは静岡県でも実施されている。

領収証 河原崎 聖 様 No. \_\_\_\_\_

★ 10,000円

但 構想日本個人会費入金金年会費にて  
2018年5月27日 上記正に領収いたしました

内訳

収入	税抜金額	7102-0093 東京都千代田区平河町2-9-2
印紙	消費税額等(%)	エスパリエ平河町3E

一般社団法人 構想日本  
代表理事 加藤 秀樹

コケコ ケー-1097

添付書類

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	10,000円	100%	10,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 一般社団法人構想日本 定款

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条-第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条-第 4 条）
- 第 3 章 会員（第 5 条-第 10 条）
- 第 4 章 社員総会（第 11 条-第 19 条）
- 第 5 章 役員（第 20 条-第 28 条）
- 第 6 章 理事会（第 29 条-第 33 条）
- 第 7 章 資産及び会計（第 34 条-第 38 条）
- 第 8 章 定款の変更、解散及び精算（第 39 条-第 41 条）
- 第 9 章 運営と組織（第 42 条-第 44 条）
- 第 10 章 公告の方法（第 45 条）
- 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護（第 46 条-第 47 条）
- 附則

# 一般社団法人構想日本 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人構想日本と称し、英文では、JAPAN INITIATIVE (JI)と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、将来の我が国の社会のあり方を構想し、その実現に向けた政策の立案、提言、実践活動を行うことにより、公共の利益の増進と社会の発展に努め、併せてそのことを通じて会員の社会的活動に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会問題等に関する政策の研究、立案、提言
- (2) 前号に関する啓蒙、広報及び実践活動
- (3) 前各号に関わる様々な団体との協力
- (4) 海外の政策研究者、研究グループとの交流、協力
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 会員

#### (会員の種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会する個人又は団体
- (2) 協力会員 当法人の事業を支援し、公共の利益に資する目的で入会する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を社員総会ごとに当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内



## (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。

## (役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

## (役員親族等割合の制限)

- 第22条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

## (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。
  - 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## (役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則、規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項

#### (招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

#### (事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (基金)

第35条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

#### (事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前

日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

## (解散)

第40条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## (残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 運営と組織

## (事務局)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。  
2 事務局には所要の職員を置く。  
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

## (顧問)

第43条 当法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。  
2 顧問は、次の職務を行う。  
    (1) 代表理事の相談に応じること  
    (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること  
3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。  
4 顧問の報酬は、無報酬とする。

## (アドバイザー会議)

第44条 当法人に、次の各号を行うためアドバイザー会議を置くことができる。  
    (1) 当法人の事業活動に協力し当法人を支援するため、定期または随時に所要の助言を行うこと  
    (2) 理事会から諮問された事項について広範な見地から参考意見を述べること  
2 前項の会議は、有識者をもって構成し、理事会において選任及び解任する。  
3 第1項の会議の運営の細則は、理事会において定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第45条 当法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報の公開)

第46条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

### (個人情報の保護)


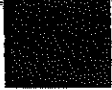
第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

### 附 則

この定款は、平成26年7月22日より施行する。

整理番号	2-10-5-16
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精算活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	平成30年5月23日～平成 年 月 日	金額	2,070円

目的	経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊エコノミスト5月29日号、週刊東洋経済5月26日号、週刊ダイヤモンド5月26日号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 2018年5月23日

★¥2,070-

但週刊東洋経済5/26号・週刊エコノミスト5/29号  
週刊ダイヤモンド5/26号  
上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

〒427-0044 静岡県島田市宮川町2471-4  
株式会社 いろは堂宮川店  
TEL 0547-35-2576  
FAX 0547-37-7477

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,070円	100%	2,070円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-10-5-17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	平成30年5月25日～平成 年 月 日	金額	4,037円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
用途	中日新聞5月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

**領収証**

2018年 5月分  
お問合せNo.   
(121) 77.00集金

**河原崎 聖 様**

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 セット	1	4,037	

新聞代のお支払いには、ぜひ口座振替をご利用ください。  
しましん・JA大井川・ゆうちょ・で  
取り扱っています。

**赤井新聞領店**  
島田市野田1260-1 中日新聞  
TEL 37-3246

収

合計金額	<b>4,037</b> 円
------	----------------

ご愛読ありがとうございます。

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,037円	/	
		100%	4,037円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	2-10-5-18
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	平成30年5月29日～平成 年 月 日	金額	2,739 円

目的	経済情勢に関する情報の把握
使途	日経ビジネス no.1942,1943, 週刊エコノミスト 6/5号, 週刊東洋経済 6/2号
政務活動・県政との関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖

様 No. \_\_\_\_\_

¥2,739-

日経ビジネス No.1942 / No.1943  
週刊エコノミスト 6/5号 (2018年)  
週刊東洋経済 2018年 6/2号

但 書籍代 217

入金日 2018 年 5 月 29 日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等 ( % )

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1

株式会社 戸田書店静岡本店 地下

TEL 054-205-6111 FAX 054-205-6116



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,739 円	100%	2,739 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-10-5- 19
------	------------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	平成30年5月31日～平成 年 月 日	金 額	7,880 円

目 的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使 途	静岡新聞・日本経済新聞5月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

＜領収

領収証番号	区 域	読者番号	<b>領 収 証</b>	
3925953	17B			
			平成 30 年 05 月 分	
			<b>河原崎 聖 様</b>	
品 名	部 数	価 格	領収合計金額 <b>7,880 円</b>	
日本経済 静岡新聞	1 1	4,900 2,980		
静岡新聞・毎日新聞 読売新聞・サンケイ新聞			(株)浅野新聞店 島田市本通一丁目1008 TEL35-3333	
			区域担当者	
			TEL	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	7,880 円	100%	7,880 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-10-5- 20
------	------------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <del>広報費</del> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理料		
年 月 日	平成 30 年 5 月 31 日～平成 年 月 日	金 額	16,308 円

目 的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使 途	5 月分管理料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報を幅広く多くの人たちに伝える。

《領収書貼付枠》

\*16,200 円(管理料) 108 円(振込料)

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	
30 05 31		060
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0172	お引出し	¥16,200
お取扱枚数	*****	
	おつり	残 高
		*****
キャッシング	手数料	時刻
	¥108	14050229
お 取 引 先 明 細 内 容	スイカ リカセ 普通 0480639 マクロテックサイン コイケ トシヒコ 様 アントウ キヨシ 様 TEL0547-36-0787	

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	16,308 円	100%	16,308 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-10-5-21

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報</u> 報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FM島田コーナ一料		
年月日	平成30年5月31日～平成 年 月 日	金額	32,400 円

目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使途	5月分
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。

《領収書貼付枠》

領収証 河原崎 聖 様 No. \_\_\_\_\_

金額 円 32,400 -

内訳 但 5月分コーナ一料

現金 \_\_\_\_\_

小切手

手形

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

コクヨ Wケ-92

収入印紙

静岡県島田市中央町5番の1  
株式会社FM島田  
代表取締役 八本和夫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	32,400 円	100%	32,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	2-10-5-23
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	平成30年6月5日～平成 年 月 日	金額	28,561 円

目的	政務活動上、必要な移動を行う。
使途	5月分
政務活動・県政との関連性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得たり、コミュニケーションの円滑化を図る。
<領収書貼付枠> 別紙  利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合( <del>税金</del> 1/2・政務活動 1/2)により按分。 $(63,642 - 513 - 6,008) \times 1/2 = 28,560.5 \div 28,561$ 円 * 重量税 1 か月分 $24,600 \times 1/48 = 512.5 \div 513$ 円 メンテナンス料 1 か月分 $288,371 \times 1/48 = 6,007.7 \div 6,008$ 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
該当部分について政務活動と後援会で按分	57,121 円	1/2	28,561 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	2-10-5-24
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話・タブレット・ルーター代 5月請求分		
年月日	平成30年 6月11日～平成 年 月 日	金額	5,676円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》                  (タブレット代)+(ルーター代)+(携帯電話代)                  =①+②+③                  =(2,376円)+(1,836円)+(10,587円)                  =22,704円  <del>22,704円</del> × 1/4 = 5,676円</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動・ 私用で按分する。	14,799	1/4	3,700
	22,704円	25 %	5,676円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





2-10-5-28

## 2018年6月11日のご利用代金明細表

2018年5月25日 発行

お名前	河原崎 聖 様	金融機関	[REDACTED]
お支払い日	2018年6月11日 (月)	支店	[REDACTED]
お支払い合計額	33,408円	科目	[REDACTED]
	[REDACTED] dカード GOLD	口座番号	[REDACTED]
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2017年6月30日	お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません	

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	暗号	換算レート	換算日	
河原崎 聖 様 ご利用分	[REDACTED]	(dカードGOLD)								
#	[REDACTED]									
#	[REDACTED]									
河原崎 聖 様 ご利用分	[REDACTED]	(dカード)								
② #	18/04/30 ドコモご利用料金 / ID 5月分	30,040	1	1	30,040					
② #	18/04/30 ドコモ決済サービス等 / ID 5月分	648	1	1	648					
	<お支払い金額総合計>				33,408					

株式会社NTTドコモ  
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
 登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。  
 dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります  
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)  
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)  
 ホームページ <http://dcmx.jp/>

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料 (計) 11,500	11,500	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,188	72	X i ・SMS通信料	合 算
	1,118	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 8,300	9,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
	-1,200	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
	-1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	1,000	シェアオプション定額料	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 3,176	3,350	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	648	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	非対象等
	2,926	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
	460	spモード決済 (Google Play)	非対象等
	-4,158	月々サポート適用額	内 税
	10	ユニバーサルサービス料	合 算
	-60	eピリング割引料	合 算
◇端末等代金分割支払金 4,584	4,584	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 1,940	1,940	消費税等相当額 (合計)	
◇合計 30,688	30,688	合計	(4回線請求分)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。





日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆			ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信用料 (計)	72	72	XI-SMS通信用料	4月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計)	7,300	9,500	シェアパック10 (小容量) 定額料	合 算
		-1,200	ドコモ光セット割	光契約ID [REDACTED] 合 算
		-1,000	ずっとドコモ割	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	当月通信量は7.1GBです。 合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量	当月通信量は6.6GBです。 合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	-422	300	spモード利用料	合 算
		300	留守番電話サービス利用料	合 算
		200	キャッチホン利用料	合 算
		100	メロディコール利用料	合 算
		-200	オプションバック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送) 合 算
		200	あんしんネットセキュリティ利用料	合 算
		750	ケータイ補償 iPhone & iPad 750	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		-380	あんしんバック割引	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
		734	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	5月請求分 内 税
		-2,808	月々サポート適用額	本回線は7回目の適用 (全24回) 内 税
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
		-20	eピリング割引料	4月請求分 合 算
◇端末等代金分割支払金	4,584	4,584	端末等代金分割支払金	7回目のご請求です。(全24回) 非対象等
			ご請求は2019年10月請求迄で、分割支払金残額は	77,928円です。
◇消費税等相当額 (計)	937	937	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8% 合 算
◇合計	15,171	15,171	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、4月末で	20年6か月となりました。
			○カケホーダイプランのご契約期間は4月末で	9か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	900です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	9,124円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

③ 15171 - 4584 = 10587

整理番号 2-10-5-25

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者	走行距離(km)
----	-------	-------	-------	----------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	平成30年5月9日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2,973

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》  
 $5,945 \times 1/2 = 2,972.5 \approx 2,973$

系内品書(領収書)  
 日本ガス興業株式会社  
 島田ほらいSS  
 島田市旭町1-16-3  
 TEL:0547(37)4381  
 2018/05/09(水)12:03  
 シナジー-JCB  
 売上 カガ-JCB  
 シナジーレギュラー  
 020000 41.00L @145.0 L-6 N-16 ¥5945

小計 (内消費税等) ¥5,945 ¥440  
**合計 ¥5,945**  
 承認No. 0123779  
 支払方法 一括

事前引 OK  
 端末処理番号 16856  
 ※本書保管上のお願!!!  
 財布・手帳等にはさんで保管頂く  
 場合は、印刷面を内側に折り保管  
 をお願い致します。

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,945 円	1/2 %	2,973 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-10-5-26
------	-----------

決裁	月会派代表者		経理責任者		経理担当者		走行距離(km)
----	--------	--	-------	--	-------	--	----------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	平成30年5月11日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	894

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》  
 1,788 × 1/2 = 894

大好評! オイルキャンペーン開催中!!  
 点検・交換はお気軽にスタッフまで

**お客様控え**  
 (クレジット領収書)

1-号丸子 TEL.054-258-4804  
 (株)西日本宇佐美 本社 愛知県津島市埋田町1-8  
 277919

売上 2018年5月11日 09:46  
 KAWARAZAKI KIKYOSHI 様  
 クレジット

レギュラーガソリン P-10(内)  
 12.77L 8140.0 1788円  
 (税込) 8129.6  
 01200.08  
 (内: 会員優待引) -81.0 -13円)

合計 1,788円 (132円)  
 (内: 消費税等(8.00%))

支払区分:一括  
 承認No.0000035650

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,788 円	1/2 %	894 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 2-10-5-27

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	行距離(km)
----	-------	--	-------	--	-------	---------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	平成30年5月19日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2,671

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》  
 $5,341 \times 1/2 = 2,670.5 \div 2,671$

新内品書 (領収書)  
 2018年05月19日 09:25 伝票No. 5798  
 売上 サイン

KIYOSHI KAWARAZAKI 様  
 ENEOSカード \$

0026-00 しごくらー P04 #5341  
 数量 37.09L  
 単価 144

合計 ¥5,341  
 (内消費税(8.00%) ¥396)  
 クレジット支払 (NC)

支払方法 一括  
 有効期限 XX年XX月  
 消費税は請求書で請求させて頂きます

ENEOS/JOMOカード残高 24P  
 ポイント交換は当店でも可能です。  
 本日のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

株式会社 遠州白石  
 DDセルフ島田SS  
 静岡県 島田市  
 中溝町 2618  
 担当: 1-  
 TEL: 0547-35-4486 SS-480164  
 携帯No. 5798-02 4768-4768 2018/05/19  
 外線番: 34396

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,341 円	1/2 %	2,671 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-10-5-28
------	-----------

決裁 月会派代表者		経理責任者		経理担当者	距離(km)
--------------	--	-------	--	-------	--------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	平成30年5月23日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,241

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》  
 2,481 × 1/2 = 1,240.5 ÷ 1,241

ENEOS 納品書 (領収書)  
 2018年05月23日 12:34 伝票No. 4107  
 売上 サイン  
 KIWOSHI KAWARAZAKI 様  
 ENEOSカード S  
 0026-00 レギュラー P07 ¥2481  
 数量 17.11L  
 単価 2145  
 合計 ¥2,481  
 (内消費税(8.00%) ¥184)  
 クレジット支払 (NC)  
 支払方法 一括  
 有効期限 XX年XX月  
 消費税は請求書で請求させて頂きます  
 ENEOS/JOMO® イト残高 24P  
 ポイント交換は当店でも可能です。  
 本日のポイントは次回以降のご利  
 用代金明細書に反映されます。  
 株式会社 遠州日石  
 DDセルフ島田SS  
 静岡県 島田市  
 中溝町 261-8  
 担当: 1-  
 TEL: 0547-35-4488 SS-480164  
 U-1No4107-03 9237-9237 2018/05/23  
 外通番: 36284

按分の理由 政務活動・後援会で使用の ため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,481円	1/2 %	1,241円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。